

## 厚生労働大臣が定める掲示事項について

(令和7年8月1日現在)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### その他の指定

- ・ 労災保険指定医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 結核予防法指定医療機関
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づく  
第一種協定指定医療機関 (福井県知事による指定)  
第二種協定指定医療機関 (福井県知事による指定)

### ■開設者

理事長 村井アトム

### ■管理者

院長 村井アトム

### ■診療日及び診療時間

診療日 月～土曜日

診察時間 月・火・水・金曜日 8時30分～17時30分  
木・土曜日 8時30分～12時30分

### ■医療法承認病床数

一般病床 43床 (3階病棟)

療養病床 28床 (4階南病棟)

### ■近畿厚生局への届出事項について

次の通り届出を行っています。

#### ○入院時食事療養費

入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I)の届出を行っています。

管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食7時30分、昼食12時、夕食18時)適温にて提供しています。

#### ○基本診療料にかかる施設基準

- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 診療録管理体制加算3
- ・ 療養環境加算
- ・ 療養病棟療養環境加算1
- ・ 感染対策向上加算3
- ・ 後発医薬品使用体制加算3
- ・ データ提出加算
- ・ 認知症ケア加算

○特掲診療料にかかる施設基準

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・電子的診療情報評価料
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16号に掲げる手術（胃瘻造設術）
- ・人工肛門/人工膀胱造設術前処理加算
- ・がん治療連携指導料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・がん治療連携指導料
- ・検体検査管理加算（Ⅰ）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・電子的診療情報評価料
- ・入院ベースアップ評価料43

■入院基本料に関する事項について

○3階病棟43床

地域包括ケア病棟入院料1を算定しています。

当該病棟では、1日9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯ごとの配置は下図をご覧ください。

○4階南病棟28床

療養病棟入院基本料1を算定しています。

当該病棟では、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯ごとの配置は下図をご覧ください。

	勤務時間	看護職員1人当たりの 受け持ち患者数	看護補助者1人当たりの 受け持ち患者数
地域包括ケア病棟 (3階病棟)	午前9時～ 午後5時	6人以内	8人以内
	午後5時～ 午前9時	19人以内	
療養病棟 (4階南病棟)	午前9時～ 午後5時	7人以内	7人以内
	午後5時～ 午前9時	28人以内	28人以内

なお、当院では入院基本料の基準により、患者さんの負担による付添看護は認めていません。

■入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしています。

- ・安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。
- ・感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等をおこない、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。また、院内だけにとどまらず、地域の高齢者施設や病院の感染防止対策の知識の向上のための活動を行っています。

#### ■個人情報の取り扱いについて

個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えています。そのため個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めています。

#### ■個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

発行を希望される方は、会計窓口にご旨お申し付けください。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出ください。

#### ■一般的名称を記載する処方せんの交付について

当院では一部の医薬品において供給が不安定な状況が見られることから患者さんへの適切な薬剤の処方・服用が行えるよう、院外処方せんの表記方法について、適宜、一般名処方※を行います

一般名処方を行うことで、「先発医薬品」と「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のいずれかを薬剤師と相談して選んでいただけます。

ただし、医師が商品名を指定して処方する場合や、後発医薬品が存在しないお薬については、今まで通りの処方になります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担金が軽減されるメリットがあります。

※一般名処方とは

- ①商品名や会社名を指定せず、「薬の有効成分（一般名）」での記載となります。
- ②厚生労働省が示している記載方法に準じて【般】+【一般名】+【剤形】+【含量】での記載となります。

ご不明な点がございましたら、主治医にご相談ください。

#### ■後発医薬品使用について

当院では、後発医薬品の使用を促進し、患者さんの医療費負担が軽減されるよう努力しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給がなされず、確保の難しい状況が続いており、医薬品卸し業者や保険薬局等と連携し患者さんの処方・投薬に影響が出ないような取り組みを行っています。

しかしながら、医薬品の供給不足等が発生した場合、処方・投薬内容の変更やそれに伴った治療計画の見直しを行う可能性があります。

そのような場合、適切な対応ができるよう体制を整備しており、変更となる場合は十分な説明を行いますのでご安心ください。

#### ■長期処方・リフィル処方せんの発行について

当院では患者さんの状態に応じ

- 1) 28日以上 of 長期の処方を行うことが可能です。
- 2) リフィル処方せん※を発行することが可能です。

※リフィル処方せんとは、病状が安定している患者さんに対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せんです。

なお、病状に応じて対応することができない場合もあります。

ご希望される場合は、主治医までご相談ください。

#### ■オンライン資格確認について

当院はオンライン資格確認の導入医療機関です。

オンライン資格確認とは、健康保険証と紐づけされたマイナンバーカード（マイナ保険証）または健康保険証を使用して、医療機関に設置された専用端末よりオンラインで保険証の資格情報を確認することができる制度です。（注1）

また、マイナ保険証を利用させていただくと、他の医療機関で処方された薬剤情報や特定検診の情報をオンラインで確認することも可能です。診療に必要となる正確な情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めます。（注2）

オンライン資格確認や薬剤情報等の提供に同意される場合は、診察前に専用端末より同意確認の操作をお願いいたします。

（注1）マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に政府運営サイト『マイナポータル』または一部コンビニATMにて申し込み登録が必要です。

（注2）他の医療機関で処方された薬剤情報や特定検診の情報を医療機関側が確認するには、専用端末にて患者様の同意確認が必要となります

#### ■医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について

当院では医療DX推進に関して、以下の体制で診療を行っています。

- (1) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (2) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- (3) 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービス等の医療DXにかかる取り組みを実施するよう今後計画・実行していきます。
- (4) マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- (5) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所及びホームページに掲示しています。

■保険外負担に関する事項について

○特別療養環境の提供について

ご希望される方は、別途料金をご負担いただきます。

室料差額（1日につき）

病棟階数	部 屋 番 号	料 金 (税込)
3階病棟	101号室、102号室、106号室、107号室、116号室 117号室、118号室、120号室、121号室、122号室	4,400円
	115号室、123号室	5,500円
4階南病棟	201号室、202号室、206号室、207号室	3,300円

なお、その他の部屋では差額ベッド料金はいただいております。

○長期収載品の処方等又は調剤に関する制度の趣旨及び特別の料金について

令和6年10月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品（長期収載品※）の処方を希望される場合に、長期収載品の薬価と後発医薬品の最高価格帯の価格差4分の1を（消費税を含めて）負担していただきます。（外来処方のみ）

- ※長期収載品 … 1. 後発医薬品の上市後5年以上経過したもの  
2. 後発医薬品の置換率が50%以上となった先発医薬品および準先発品

ただし、以下の場合は選定療養の対象外となります。

- a) 医療上必要があると認められた場合
- b) 後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合
- c) バイオ医薬品

○その他保険外負担にかかる費用について

以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切行っていません。

名 称	料金（税込）	名 称	単 位	料金（税込）
インフルエンザ	4,500円	普通診断書代	1枚	3,300円
肺炎球菌	7,500円	生命保険等診断書代	1枚	5,500円
MRワクチン	9,500円	障害認定用診断書代	1枚	11,000円
麻しん・風しん	5,500円	死亡診断書代	1枚	5,500円
流行性耳下腺炎	5,500円	年間医療費証明書代	1枚	1,100円

二種・三種混合	5,500円	エンゼルケア	1回	11,000円
日本脳炎	6,000円	指定難病用診断書	1枚	5,500円
水痘	7,000円	診断書（裁判所用）	1枚	5,500円
A型肝炎	7,000円			
B型肝炎	5,000円			

名 称	単 位	料金（税込）
横モレ安心テープ止め S22	1枚	106円
横モレ安心テープ止め M22	1枚	149円
横モレ安心テープ止め L17	1枚	160円
横モレ安心テープ止め LL15	1枚	176円
のびーるフィットテープ止めS-M	1枚	148円
外モレ安心さらさらパッド	1枚	62円
長時間安心さらさらパッドプレミアム	1枚	68円
一晩中安心さらさらパッドスーパー	1枚	111円
一晩中安心さらさらパッドウルトラ	1枚	111円
フラットタイプレギュラー	1枚	31円
リハビリパンツレギュラー S	1枚	146円
リハビリパンツレギュラー M	1枚	146円
リハビリパンツレギュラー L	1枚	162円
リハビリパンツレギュラー LL	1枚	181円
尿とりパッドレギュラー女性用	1枚	25円

■医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に対する取り組みについて

当院では、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組として下記の事に取り組んでいます。

○看護職員の負担軽減に関する取組み

- ①業務量の調整
- ②看護職員と多職種との業務分担
- ③多様な勤務形態の導入
- ④夜勤負担の軽減
- ⑤妊娠中、育児 又は 介護を行っている職員への配慮

項目		目標達成年次	具体的な取り組みの内容
業務量の調整	時間外労働が生じ ないような業務量 の調整	令和7年度末 ※前年度より継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟などの状況に応じて他部署から、応援看護師を派遣する。</li> <li>・多様な勤務形態の導入により業務量を分散する。</li> </ul>
看護職員と他職種 との業務分担	薬剤科	令和7年度末 ※前年度より継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師により持参薬確認業務を行う。</li> <li>・採用薬剤の変更、新規採用等の資料を作成する。</li> </ul>
	リハビリテーション科		<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリ実施患者にかかる移送業務の軽減を図る。</li> </ul>
	検査科		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来における検査に必要な採血業務を分担する。</li> <li>・検体スピッツの集配、データを届ける。</li> </ul>
	地域医療連携室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時病棟への送迎や案内・誘導を行う。病棟が対応できない場合に同行する。</li> <li>・他科受診、入院調整を相談室・看護部と共同して行う。</li> </ul>
多様な勤務形態の導入		令和7年度 (第1四半期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早出、遅出等従事しやすい勤務形態を導入する。</li> </ul>
夜勤負担の軽減	夜勤従事者の配置	令和7年度末 ※前年度より継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜勤専従従事者の導入による従事者の負担軽減。</li> </ul>
妊娠・子育て中、 介護中の看護職員 に対する配慮	超過勤務及び夜勤 勤務の制限	令和7年度末 ※前年度より拡充継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中に所属長に申し出ること、超過勤務及び夜勤減免が可能なことの周知・啓発。職員相互間の理解を深める。</li> </ul>
	産前産後休暇		<ul style="list-style-type: none"> <li>・産前8週間前から産後9週間を経過するまで取得可能なことの周知・啓発。職員相互間の理解を深める。</li> </ul>
	育児休業制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生時育児休業（産後パパ育休）の取得推進・理解を求める。</li> </ul>
	育児支援制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は育児短時間勤務及び部分休業が取得可能なことの周知・啓発。職員相互間の理解を深める。</li> <li>・子の看護休暇の取得要件拡充にかかる周知・啓発。職員相互間の理解を深める。</li> </ul>
	介護支援制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者の介護のために連続する6か月の期間内で必要な期間に勤務しないことが可能。</li> </ul>
	介護休暇制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護種の介護及び要介護者の必要な世話をする職員は年5日取得可能なことの周知・啓発。職員相互間の理解を深める。</li> </ul>
その他	電子化導入検討	令和7年度末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務効率化等を図るべく導入検討をする。</li> </ul>

## ■医療相談、入退院支援（地域医療・介護連携）について

診療内容に関すること、医療費に関すること、職員の接遇に関すること、退院後のこと等、患者さんの立場に立ち、問題解決のためのお手伝いをしています。

また、患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しています。

1階正面右側にありますので気軽にお声掛けください。職員にお声掛けいただければお取次ぎもいたします。

■厚生労働省が定める手術に関する施設基準にかかる実績について（2024年1月～12月）

「医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6」の届出の対象となっている手術実績は以下の通りです。

区分 1 に分類される手術	手術件数
頭蓋内腫瘍摘出手術等	0
黄斑下手術等	0
鼓室形成手術等	0
肺悪性腫瘍手術等	0
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分 2 に分類される手術	手術件数
水頭症手術等	0
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	0
子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

区分 3 に分類される手術	手術件数
上顎骨形成術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	0
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
拇指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	0
同種死体腎移植術等	0

区分 4 に分類される手術件数	手術件数
	0

その他の区分に分類される手術	手術件数
人工関節置換術	4
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0

経皮的冠動脈形成術	0
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの	0
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	0
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの	0

■意思決定支援に関する指針について

当院では、患者さんの意思決定を支援し、医療・ケアを提供するため適切な意思決定支援に関する指針を定めています。

■身体的拘束最小化に関する取組について

当院では、身体拘束は患者さんの権利である自由を制限するため、原則実施しない方針ですが、関係者で検討を行い、合意形成した方針に基づき医療安全対策を行うことで、緊急及びやむを得ない状況を除き、身体拘束を実施しない医療・看護の提供に努めていきます。

具体的な取り組み)・身体拘束の実施状況の把握

- ・最小化に向けたケアの検討及び職員研修の実施